

# 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定

平成二十四年 月 日  
佐倉市告示第 号

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第一付表第一号の規定により、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域を次のとおり指定し、平成二十四年四月一日から施行する。

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（平成二十四年佐倉市告示第 号）で定める第一種区域及び工業地域を除く第二種区域並びに工業地域のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね八十メートルの区域